

西成地域 日雇労働者 の 就労と福祉のために

II

38年度 事業の報告

財団法人 西成労働福祉センター

ごあいさつ

昭和37年10月1日に発足した当財団は、本年3月をもって、満1年6ヶ月を経過いたしました。この間、大阪府の物心両面にわたる援助、中央行政機関の指導、一般社会各方面より御協力を賜りましたことを深謝申し上げます。

当財団の業務は、大阪市西成区の特定地域における日雇労働者の円滑な就労にあわせ、その福祉をはかることを任務といたしております。昭和36年8月1日に突発した事件に対処して、大阪府は国の職業安定機関に依存しないこの地域の労働者を正常な就労のルートにのせ、これに関連し、非合法の手配行為を排除する施策を実施したのでありますが、当財団はこれをうけつぎ、労働省の許可のもとに、無料の職業紹介、日雇労働者の常用あるいは定職化、就業と生活の相談、医療その他の厚生など、この地域の特殊な労働事情に対応して就労にあわせその生活の向上にも資する事業を行っております。

さいわい、求人者である各産業界の御声援をいただき、そのあっせん就労数は、逐年50%近く増大しており、医療（無料）や職業・身上相談の利用者も次第にのびております。また本年度は2,000余名にのぼる労働者の求職登録をはじめて実現し、今まで具体的資料が全然なかったこの分野の実状を把握し、これを土台として、年末年始のあふれに処するための貯金、常用化促進のために、生活資金の貸出しや援助など実施してまいりました。

勿論、理想にはまだ遠い現在ではありますが、一步一步前進する仕組みをたて、本年度はこれらの事業を一層充実させると同時に、新しいプランとして、貯金を常設化し、また労働者のいちばん悩みの種である病気に際し、安心して治療ができるように日雇労働者健康保険の適用を是非とも実現いたしたく、職員をして鋭意研究、努力させている現状であります。

当財団の事業は、この地域における日雇労働の複雑・特殊な実状に対処する性質からみて気長く地味につづけることが必要であって、短時日で大きな効果を挙げ得るものでないことは御存知のとおりであります。また数々の社会問題を含んでいる性格からいっても、限られた職員の力では所期の目的を果すことは容易でなく、地域住民の各位をはじめ社会各方面のたえざる御協力と御援助があって大きな成果を得られることと存じます。

当財団の業務運営にあたり、大阪府におかれましては、全面的補助をもって助成されるほか、事業所を無償提供されるなど、格別の御援助と御指導を賜り、感謝措く能はざるところでありまして、左藤大阪府知事、田中、高田両副知事をはじめ、直接指導にあたられる同労働部職員各位に深厚な謝意を表する次第であります。

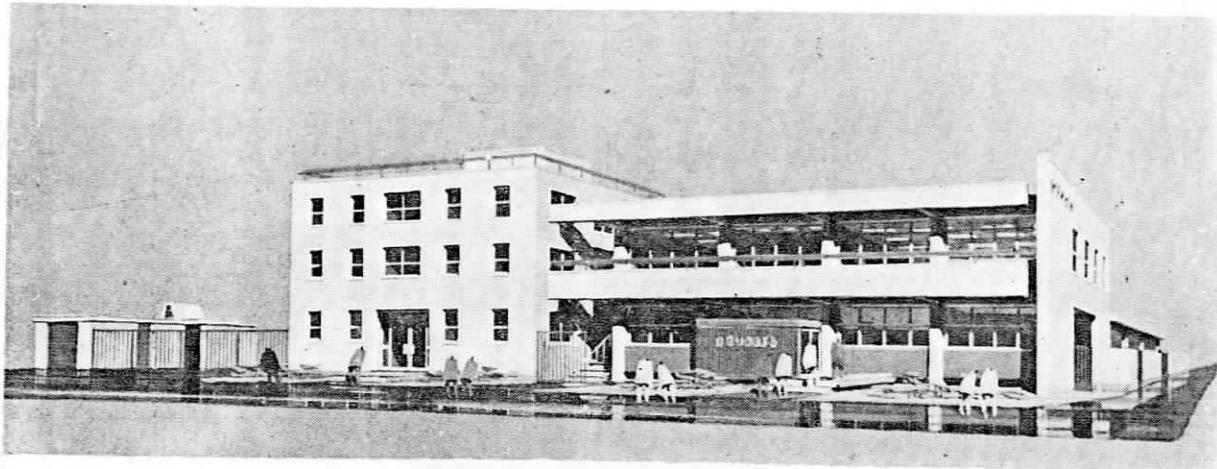
昭和39年度の事業を開始するに当りまして、社会各方面の御声援を重ねてお願いし、御挨拶申し上げます。

昭和39年4月1日

財団法人 西成労働福祉センター

理事長

芦田 泰三



西成労働福祉センター正面全景

落成・開所式

新築された西成労働福祉センターの落成と開所を兼ねた式典は、昭和38年5月15日午前10時から、新装なった同センターの80坪の寄り場で挙行された。この日、朝からの降りは豪雨に近く、足場も悪かったが、主催側、来賓約250余名の列席者があった。式は仲谷大阪府労働部職業安定課長補佐の司会のもとに、寒川大阪府労働部長（当時）の開会の辞にはじまり、菅大阪府建築部長の工事報告、左藤大阪府知事の式辞、芦田西成労働福祉センター理事長の挨拶について、本工事の一切の施工を担当した株式会社大林組代表に左藤知事より感謝状を贈呈、それより労働大臣（代読・中島寧綱同省職業安定課長）、大阪市長（代読・松本民生局長）の祝辞があり、松尾センター専務理事の閉会の辞があって、11時すぎ散会、来賓は新事業所を参観した。

主な来賓は労働省、大阪府、警察関係者、大阪府、市議員、地元の各種団体代表者、大学教授、社会福祉関係者及び本財団理事等であった。

工事……………大阪府・管陸二建築部長の報告より

「本工事は、昨年11月より設計に着手し、本年1月に入札を行ない、直ちに着工して去る3月末に竣工いたしました。建物の概要を申し上げますと、事務所棟鉄筋コンクリート造2階建、延面積410平方m、寄場、鉄骨造平家建、屋根スレート葺257平方m、便所、車庫コンクリートブロック造平家建43平方m、宿泊棟増改築、鉄筋コンクリート造3階建1部地階及び塔屋延面積464平方m、渡り廊下鉄骨造平家建屋根スレート葺き15平方mで、これらの総延面積は1,189平方mで、これに要しました総工事費は2,952万円であります。

本工事は、府建築部管轄課並びに株式会社東京建設技術研究所の設計監理により実施いたしました。設計にあたりましては、本地区に生活される日雇労働者の方々の就労及びその厚生対策のためと云う本センターの設立目的にそうよう、又、これを利用される方々に親しまれますよう、その平面計画はもとより、構造、通風、採光、色彩その他の点についてもいろいろと配慮いたしました。なお、本工事の施工にあたりましては、建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事を一括して株式会社大林組の請負に付し実施いたしました。」

目次

	頁
〈表紙裏〉	
写真・西成労働福祉センター、記事・落成・開所式、工事報告	
ごあいさつ……………理事長 芦田 泰三……………	3
新築完成により業務を一層発展……………大阪府知事 左藤 義詮……………	4
困難な仕事に御協力を願う……………大阪府労働部長 中田 理夫……………	5
設立の主旨・経過……………	6
理事会……………	7
役員……………	9
事業報告……………	10
写真……………	27
昭和39年度事業（予定）……………	30
庶務日誌……………	31
組織……………	32
〈裏表紙〉写真・労働者とこども	



朝の就労に集った労務者……………昭和38年10月3日午前7時



佐藤大阪府知事より
センターに寄贈の扁額

本日、西成労働福祉センターの落成式を挙行政しましたところ、御多忙中にもかかわらず、皆さまが多数の御臨席を賜わり、まことにありがたく存じます。

西成地域の労働対策につきましては、一昨年8月の事件後、本府におきましては、ただちに労働部西成分室を開設致しまして、労働者直接募集の援助とこれに応じる労働者の職業援助など、さしあたり必要な一連の労働施策を実施して、この地域の日雇労働者の職業の確保につとめてまいりましたが、本地域の労働者対策は単に労働問題のみにとどまらず、生活援助に及ぶ巾の広い対策が喫緊のことであるとの見地から、本府におきましては現地に財団法人西成労働福祉センターを設立いたすべく鋭意努力いたしましたところ、幸い住友生命保険相互会社の芦田社長をはじめ各界有力者の御協力を得まして、昨年9月21日に労働大臣より法人設立の許可を得た次第でございます。

本府のこの方針に対し労働省からも積極的な御指導ならびに助成を賜わり、また関係各方面の御協力もありまして、このたび、この地に御覧のとおり西成労働福祉センターの新築完成を見た次第

新築完成により 業務を一層発展

昭和38年5月15日センター落成式における佐藤大阪府知事の式辞

第であります。この施設を拠点とすることによりまして、財団法人西成労働福祉センターの業務内容は一層充実発展されるものと期待し喜びにたえないのでございます。

ご承知のとおり、当地

周辺に居住する多数労働者の中には、労働、生活全般が他の一般社会と大いに異なる特殊性をもっているものがありまして、ややもすれば反社会的な行動をとる者もあると思われまますが、本府におきましては、これら日雇労働者の方々に一日も早く正規な労働について頂き、生活の安定に務めることが基本施策のポイントであり、しかもこうした特殊地域の施策は、一元的な行政措置だけでは充分な実効が得られず、民間の力強い協力により、官民一体の組織体をもって巾広く行うことが良策と考えるのであります。

西成労働福祉センターが現在まで実施してまいりました特定地域の労働者の就労あっせん、これにともなう生活相談、医療、生活援助等につきましては、幸い世論の支持も充分頂いておりますので、本地域の労働福祉行政の推進に御期待頂きたいと存ずる次第であります。

本日御臨席を賜りました来賓各位におかれましても、当西成労働福祉センターの運営につきまして格段の御指導援助を賜りますようお願い申し上げますが甚だ簡単蕪辞ではございますが御礼を兼ねてあいさついたします。

昭和38年5月15日

大阪府知事 左藤義詮

困難な仕事に御協力を願う

西成労働福祉センターの業務は、御承知のように、この地域に住む多数の日雇労働者に、総合的な就労の福祉対策をはかることであります。流動のはげしい労働者の方々に、無料の職業紹介事業を行い、あわせてその医療や生活相談に応じて、職業の面から正常な生活を確保してあげること、他方、これに関連してこの地域にまだ残存している違法で不正常的な雇用状況にも対処して、雇用の安定と定職化を進めることが眼目であります。昭和38年度の就労取扱い数は537,000余名にのぼり、1日平均約1,500名、前年度のほぼ5割増になって、その効果を実証しております。

しかし、これはなかなかむずかしい仕事であります。社会的あるいは個人的な生活の不均衡がからみあって生ずる環境のひずみから、その労働者個人の経済的な面でも、生活態度に影響する情緒の上でも、複雑な障害をもたらし、これが就労における正規なルートへの依存忌避ないし敬遠、移動・流転のはげしさなど——定職化と生活の困難をきたしている実状であります。したがって、これを解決するためには、就労あっせんや職業紹介以前の個人的生活の調整という、むずかしい仕事もセンター職員の負担するところとなりますが、同職員諸君はこの間の事情をよくわきまえ、1年を通じ、早朝5時45分からのあっせん業務の努力はもとより、これは一例にすぎませんが、労働者にかわって、めんどろな賃金取立の交渉やあるときはぐでんぐでんの泥酔労働者に対する辛抱強い応対など、特に若い職員が手ぎわよく処理していることはまことに敬服のほかありません。

またこの仕事は、労働の面のみで解決されるものではなく、民生行政、警察の対策等関係機関の協力がなければ、容易に進まないものであり、今日、少しでもこのセンターの業績が上っていると認められるのは、このような関係機関、特に警察の御協力の賜であると感謝しております。

更にこうした広い労働福祉の目的達成のためには、社会各方面の深い理解と支援が願わしく、特に日雇労働者を直接雇われる雇用主、労働者が生活する西成地域における住民各位のたえざる御協力を懇請する次第であります。

センターの運営については、大阪府はこれに支障がないように全面的に協力してまいります。

新年度に入るに際し、事業の着実な発展を切望し、重ねて社会各方面の御鞭撻と御支援をお願い申し上げます。

昭和39年4月1日

大阪府労働部長 中田理夫



大橋労働大臣より
センターに寄贈の扁額

財団法人 西成労働福祉センターの設立

設立の主旨

昭和36年8月1日大阪市西成区の一部、不良環境地域に突発した事件を契機として、国ならびに関係行政機関は、同地域住民の労働、生活全般が他の一般社会と大いに異なる「特殊性」にあることを再確認して、これに対応する行政施策を実施するにいたった。

その複雑な特殊性を、生活の基盤である労働分野より見るとき、ここで日々くり返される就労関係が公正を失し、これにともなって起る労働者の不満と反社会的意識は、行政機関と接触、依存することを望まず、もしくは敬遠する状態にあって、その社会的労働調整が正常を欠き、労働者の生活に不安定を来たしていた。

大阪府は地域の労働者を正規な労働につかせ、生活を安定させることが、環境を改善、浄化する基本施策のポイントであり、しかも、こうした特殊地域の施策は一元的な行政措置だけでは、十分な実効がえられず、民官一体をもってする公益法人を組織して、巾広く労働福祉にまで延長することが良策であることを結論としたのであるが、かかる団体が組織されるまでの暫定措置として、とりあえず事件直後の9月1日から労働部西成分室を急設し、労働者の就労援助にあわせ、これにともなう職業、医療、生活の相談にも応じ、地域の労働とその福祉行政を進め、世論の支持するところとなって来た。

以上の経過を経て、西成労働分室の機能を更に発展させて、日雇労働者の就労と労働福祉を一層充実にするため、地域における特殊性を把握しつつ、法的行政的に制約された施策だけに終らず、複雑な状況と時宜に即応、広範な対策と活動を可能とする組織体を構成して、適切な企画と巾広い事業を実施し、もって社会の要請にこたえることになった。

財団法人西成労働福祉センターはこの目的を達成するため、大阪府の発意と助成、社会各方面の協力と援助によって設立されるものである。

設立の経過

1. 準備事務局 昭和37年5月1日、大阪府(労働部)内に西成労働福祉センター設立準備事務局を設置。
2. 設立発起人会 昭和37年7月23日、大阪府知事応接室において、財団法人西成労働福祉センター設立発起人会を開催、これにともなう全議案を承認、可決。
3. 設立の許可 財団設立の許可申請書は、昭和37年9月1日付、大阪府労働部経由、労働大臣あて申請、37年9月21日付、労働省収職第1,320号をもって許可された。
4. 登記 財団法人の登記は37年10月22日、大阪法務局に完了した。
5. 無料職業紹介事業の許可 本財団寄付行為による、主たる事業である無料の職業紹介事業の許可について、昭和37年9月24日大阪府労働部を通じ、労働大臣に申請、9月28日付

労働省収職第1,420号をもって、10月1日より実施することを許可された。

6. 無料職業紹介事業の継承と開始 昭和36年9月1日より大阪府労働部が実施していた西成労働分室の職業の無料あっせんと紹介の事務をそのまま継承、以後本法人の事業として開始した。
7. 理事会 昭和37年度理事会を昭和37年10月26日午後2時30分より大阪市北区中之島住友生命保険相互会社、5階会議室で開催、理事16名中12名、監事4名中3名出席。全議案を可決、決定した。
8. 新事業所の新築 大阪府は本財団に貸与する目的をもって、かねて西成区東入船町23番地に新事業所を新築中、38年5月に完成、同15日に落成と開所の式典を挙行了した。

理 事 会

昭和38年度理事会は次の通り行われた。

日 時 昭和38年4月26日(金) 午後2時20分—午後4時

会 場 住友生命保険相互会社4階会議室(大阪市北区中之島2丁目16番地)

理 事 出 席 者

芦田泰三、大林芳郎、栗山利男、駒井英二、坂田勝郎、四宮忠蔵、林文雄、益田豊彦、錢高輝之、松尾純雄(17名中10名出席、代理を含む、委任状5通)

監 事 出 席 者

寒川喜一、福定泰一郎(4名中2名出席、委任状2通)

欠 席 者

理事・鴻池藤一、小林大蔵、沢村義夫、橋爪恭一、藤沢恒夫、松永義道、村山リウ、監事・里井達三良、松本幸三郎

議 事

松尾専務理事より役員の出席に関する報告があり、理事の過半数出席により本会の成立を告げる。昭和37年度理事会に於て承認のあった新理事銭高輝之氏及び事務局総務部長小川礼二氏の紹介につき、両氏より挨拶があった。

芦田理事長が議長となり、松尾専務理事より業務の報告があり、次の議案を可決決定した。

- 第1号議案 昭和38年度歳入歳出予算並びに事業計画
- 第2号議案 昭和37年度歳入歳出決算並びに会計監査報告の件
- 第3号議案 特別会計設置の件
 - a. 困窮労務者一時貸付金 特別会計
 - b. 労務者身元保障基金 特別会計
 - c. 委託料 特別会計

なお、松尾専務理事より新事業所竣工に伴い、開所落成式挙行の日程その他について説明、つづいて名誉役員一部変更に関し説明があり、全員異議なく承認、決定した。

議事録署名人に、議長より四宮忠蔵、銭高輝之両氏に依頼して散会した。



センター新事業所の落成・開所式の会場



名 誉 役 員

会 長	大 阪 府 知 事	左 藤 義 詮
副 会 長	大 阪 府 副 知 事	田 中 楯 一
同	大 阪 府 副 知 事	高 田 敏 一
同	大 阪 市 助 役	中 尾 正 平
同	大 阪 市 長	中 馬 馨
同	大 阪 府 議 会 議 長	前 田 治 一 郎
同	大 阪 市 議 会 議 長	井 上 五 郎
同	大 阪 府 公 安 委 員 長	野 田 孝
同	大 阪 商 工 会 議 所 会 頭	小 田 原 大 造
同	四 天 王 寺 貫 主	出 口 常 順
同	天 理 教 真 柱	中 山 正 善

理 事 及 び 監 事

理 事 長	住友生命保険相互会社社長	芦 田 泰 三
専 務 理 事	株式会社 大林組社長	松 尾 純 雄
理 事	大阪読売新聞社常務取締役	大 林 芳 郎
同		栗 山 利 男
同	鴻池運輸株式会社社長	鴻 池 藤 一
同	上 宮 学 園 長	小 林 大 巖
同	株式会社 駒井鉄工所社長	駒 井 英 二

同	毎日新聞社常務取締役	坂 田 勝 郎
同	産経新聞社副社長	沢 村 義 夫
同	株式会社 辰己商会社長	四 宮 忠 蔵
同	株式会社 銭高組社長	銭 高 輝 之
同	大阪府立社会事業短期大学長	橋 爪 恭 一
同	社会福祉法人四恩学園理事長	林 文 雄
同	作 家	藤 沢 桓 夫
同	朝日新聞社取締役	益 田 豊 彦
同	天理教大阪教区長	松 永 義 道
同	評 論 家	村 山 り う
監 事	大阪府労働部長	中 田 理 夫
同	大阪商工会議所専務理事	里 井 達 三 良
同	大阪府民生部長	福 定 泰 一 郎
同	大阪市民生局長	関 重 夫

退 任 の 役 員

和 爾 俊 二 郎	(元 大 阪 市 助 役)
中 井 光 次	(元 大 阪 市 長)
春 日 弘	(元 大 阪 府 公 安 委 員 長)
一 色 貞 一	(元 大 阪 府 議 会 議 長)
清 水 嘉 一	(元 大 阪 市 議 会 議 長)
以上名誉役員退任	
寒 川 喜 一	(元 大 阪 府 労 働 部 長)
金 沢 一 之	(元 大 阪 市 民 生 局 長・逝 去)
以上監事退任	